

防犯カメラ設置に係る補助金交付・募集要領

1 趣旨

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、自主的な防犯活動として防犯カメラを設置する自治会等に対して、予算の範囲内において、天理市防犯カメラ設置補助金を交付するもの

2 交付対象者

自治会等

3 補助対象経費

防犯カメラ（専用ポール、ケーブル等を含む。）の購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置表示板の購入費及び設置工事費

4 補助金額

補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数は切り捨て）で限度額15万円。1自治会等1会計年度につき1回限り

5 補助の要件

- 防犯カメラの設置について、自治会等内の総意を得ていること。
- 地域の防犯活動を行う団体が設置するときは、設置する場所の自治会と協議し、同意を得ていること。
- 防犯カメラの撮影範囲は、主として道路、公園その他公共の場所とし、特定の個人、建物等を監視するものとならないよう、設置方法、設置角度等に特段の配慮がなされること。
- 防犯カメラを道路上に設置するときは道路の占用許可を受け、私有地に設置するときは私有地の所有者の承認を得、電柱に共架するときは電柱の管理事業者の承認を得ていること。
- 犯罪のない安全で安心なまちづくりの視点を取り入れるため、所轄警察署の助言を受けていること。
- 防犯カメラの設置に関する国、他の地方公共団体若しくはこれに準ずる団体の補助金等又は本市の他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。
- 防犯カメラの運用基準を作成していること。
- 防犯カメラを設置していることを示す表示をすること。

6 申請方法

天理市防犯カメラ設置補助金交付要綱第5条に規定する「天理市防犯カメラ設置補助金交付申請書（別記様式第1号）」に必要書類を添付して天理市役所の窓口へ直接持参して申請する。

7 申請の期間

令和7年7月15日（火）から令和7年9月1日（月）までの間

※ 申請書等の提出は、上記期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除いた日に限る。

8 申請書等の提出先

天理市川原城町605番地

天理市役所防災安全課地域安全係（窓口での提出に限る。）

電話 0743-63-1001（内線270、272）

9 申請受理時間

午前8時30分から午後5時15分までの間

10 その他

市の予算額900千円を上回る申請があった場合は、抽選により補助を行う自治会等を決定します。